

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまより企画総務委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

欠席届が出ております。選挙管理委員会事務局長が出張公務のため欠席です。

本日は議案審査を予定しています。議案に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき委員長から議長に申入れをいたし、本日は区長に出席いただきました。ありがとうございます。

それでは、本日の日程をご確認ください。議案審査5件、地域振興部の報告事項3件でございます。この日程に沿って進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、議案審査、日程1、議案審査に入ります。まず、議案第42号、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について、議案第43号、（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更について、議案第44号、（仮称）四番町公共施設新築空調設備工事請負契約の一部変更について、議案第45号、（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について、この4件の議案に関しましては一括で執行機関から説明を受けたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、執行機関、説明をお願いします。

○武笠契約課長 では、議案42号から第46号、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更としまして、建築工事と3件の設備工事請負契約の一部変更について、政策経営部資料1から4を一括してご説明いたします。

初めに資料1、新築工事請負契約の一部変更についてです。こちらは建築工事になります。契約金額が、6億5,406万、7.7%増加し、91億6,951万4,412円となるものでございます。主な変更内容は、スライド条項適用による増額、施工方法等の変更による増額、工期延長による増額でございます。契約期間は現在の令和8年8月14日から令和9年2月26日まで、6.5月延長となります。

次に、資料2、電気設備工事請負契約の一部変更についてです。契約金額が、1億4,687万2,000円、20.7%増加し、8億5,551万4,000円となるものでございます。主な変更内容は、スライド条項適用による増額、工期延長による増額でございます。契約期間は、令和9年2月26日まで延長となります。

次に、資料3、空調設備工事請負契約の一部変更についてです。契約金額が、1億2,773万2,000円、23%増加し、6億8,398万円となるものでございます。主な変更内容は、スライド条項適用による増額、施工方法等の変更による増額、工期延長による増額でございます。契約期間は、令和9年2月26日まで延長となります。

次に、資料4、給排水衛生設備工事請負契約の一部変更についてです。契約金額が、1億478万6,000円、21.9%増加し、5億8,385万8,000円となるものでございます。主な変更内容は、スライド条項適用による増額、施工方法等の変更による増額、工期延長による増額でございます。契約期間は、令和9年2月26日まで延長となります。

なお、参考資料としまして11月1日の企画総務委員会で資料要求いただきました変更金額の内訳をおつけしてございます。項番2で理由別、項番3で工事種別ごとに内訳を記

載しておりますので、ご確認をお願いいたします。なお、項番3の表内にある昇降機工事は議案対象外ですが、ご参考までに記載しております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は一括して行いたいと思います。質疑がある方、委員の方、どうぞ。

○小野委員 まず、今回、スライド条項ですとか各種いろんな予算、当初の予算と大きく変わるということは致し方ないのかなと思います。この変更内容のところでは工期延長による増額というのがございますけれども、工期が延長することによって、実際に、こちらに例えばまた転居される方ですとか、保育園については仮園舎ですね、仮園舎の期間については十分に取っていらっしゃるとは聞いてはいるんですけども、何かしら区民に対する影響というのがどういうものなのかということをお聞かせいただけますか。

○武笠契約課長 現在、工期を延長する予定でございますが、2月26日までの工期延長では、転居ですとか保育園など区民の方への影響は大きくは出ないものと聞いております。

○小野委員 ありがとうございます。細かい増額、こちらでは契約の細かい内容については、また取扱いが違うと思いますので、ちょっとざっくりそこだけ伺いたいと思いました。今後もスライド条項の適用による増額というのがいろんなところであるかと思っておりますので、前回、スライド条項についての分かりやすい、どの程度今年度上がるかとかという資料もご用意くださいましたので、引き続き、こうしたことが、契約の変更があるときには、また、ぜひ分かりやすくご説明を頂きたいと思っておりますので、引き続きお願いいたします。

○武笠契約課長 引き続き、スライド条項など分かりやすい説明に努めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小林委員長 ほかにございますか。

○米田委員 インフレスライドということでは認識しております。以前も聞いたかも分かんないですけど、契約は令和9年のところまでになっています。今後、物価高対策とか給料の賃上げとか、このことも絡んでくる可能性も大いにあり得ると思っております。その辺は契約課としてどのように先読みしているかと、この点だけ聞かせていただいてもいいですか。

○武笠契約課長 ここのところ、ずっと公共工事の設計労務単価上昇が続いているところでございます。令和7年度に向けても、物価高騰ですとか賃上げの影響を受けまして労務単価は上昇が見込まれているところがございます。国のほうからも通知で、そういった労務単価の上昇分については、きちんと契約の中でも見ていくようにという通知を頂いているところですので、引き続き労務単価の状況を見ながら契約変更についても適正に行いたいと考えております。

○米田委員 そうしたことなんだろうなとは思っていますが、契約課として、先、国から下りてくるんでしょうけど、どのように読んでいるか。例えば、さっきはちょっと言わなかったんですけど、働き方改革とかで職人の方も週休2日になります。その辺も踏まえて今後先読みして、ある程度契約課として国の動向とか企業の動向とか、そういうのを先読みして私はある程度読んでいけないといけないと思うんですね。その辺について、最後、もう一回お聞かせいただけますか。

○武笠契約課長 働き方改革など様々な社会状況につきましても、工事所管課と情報共有をしながら契約課としても把握に努めているところでございます。社会の状況をきちんと

見定めながら、先々のことも見据えた上での契約というものに努めていきたいと考えております。

○米田委員 契約期間、これでもう最後、絶対大丈夫だと私は思っていますけど、所管課と連携しながら、この契約で保育園と児童館とか全部、全ての施設がありますので、これで大丈夫という認識で最後、聞かせていただいてもよろしいですか。

○武笠契約課長 現在のところは、これで大丈夫という認識であります。

○米田委員 現在のところ。

○武笠契約課長 将来に向けては、また何とも言えない部分は、確実に言えない部分はございますけれども、現時点では工事の進捗としましても、こちら令和9年2月26日までというところで終わるといふふうに聞いておりますので、契約課としても、ここまでで竣工するといふふうに認識しているところでございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○米田委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

○大坂委員 インフレスライドに関しては、物価が高騰してしまえば致し方がないというところについては理解いたします。

一つだけ確認しておきたいといふかお願いしておきたいのが、当初の予定だと、これ、もう先月ですか、10月末ぐらいに工事が完了するというのが一番最初の予定だったかと思えます。それが、様々な事情があって2年後、3年後になってしまうんですかね、2年何か月か後に今の予定だと完了すると。それも休日、働き方改革の部分で工期がさらに延びるところを、それ以上延びてしまっはまずいということから、金額を高くしてでも早く終わらせるために今回の契約をしたといふふうに認識をしています。

ということは、これ以上工期が延びてしまうと影響が非常に大きく出てしまうという認識なんですけれども、そこに至らないために、これから先、どういうふうに管理していくのか。施工についてですね。突発的な事故とか天変地異とか、そういったものに対してはしょうがない部分もあるのかもしれないですけれども、これ以上の影響というのはいったい避けなければいけないという観点から、全庁的にどういう取組をしていくのか、どういう考え方でこの工事に臨んでいくのかといふところについて確認したいと思えます。

○佐藤施設経営課長 すみません。工事に関係する部分がございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

工期、非常に延びて申し訳ないところではございました。もともとございました区営住宅の引っ越しの部分で丁寧に対応してきたといった部分で工期が延びてきたといった点と、それと、既存の建物の外壁に含まれておりましたアスベスト、ここの部分の除去で時間がかかり工期延長せざるを得なかったといふところではございます。今後の工期につきましては、具体の部分で地下部分も掘削も終わりましたので、今後見えないといふところがございませんので、より具体的に先を見通しながら施工者、管理委託しております管理者と共に適切な形で遅れが出ないような形で安全に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 先ほど委員の方から工期が延長することによって影響はないか、保育園のことで言っていましたけど、工期を延長すれば、その間、工事が長引くわけですから、騒音があったり、それからその他安全対策に対していかになくちゃいけないというのは、この中の変更内容の工期延長の中に入っているんですか。

○佐藤施設経営課長 先ほど小野委員からもちよっとご質問がございましたけれども、中に入る施設については先ほど契約課長が申し上げたとおりでございますが、委員長お話しいただいたとおり、工期が延長することによって周辺の方々に対する振動であるとか騒音、あるいは粉じん等のご迷惑をおかけすることが延びてしまうという部分がございますので、早い段階でご説明をして丁寧にご理解を賜るような形で行ってまいりたいと思います。

また、周辺に対する影響等につきましては、延長の部分で現場経費等もございませけれども、騒音・粉じん対策等も、いわゆる仮設の部分になりますけれども含まれているというところがございますので、より一層丁寧な形でご案内をしつつ安全な工事に努めてまいります。

○小林委員長 よろしいですか。

はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論につきましては、4件一括して行います。採決については、それぞれ1件ずつ行いたいと思います。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 討論、いかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略でよろしいですか。はい。それでは、討論は省略いたします。

それでは、これより採決に入ります。ただいまの出席者は全員です。

議案第42号、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 全員、賛成全員でございます。よって、議案第42号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号、（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 はい。賛成全員でございます。よって、議案第43号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号、（仮称）四番町公共施設新築空調設備工事請負契約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員でございます。よって、議案第44号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号、（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員でございます。よって、議案第45号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第42号、43号、44号、45号の審査を終了いたします。

次に、議案第46号、二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約の一部変更についての審査に入ります。執行機関より説明を求めます。

○武笠契約課長 では、議案第46号、二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約の一部変更について、政策経営部資料5に基づきご説明いたします。

項番4に記載のとおり、契約金額が、3,134万7,800円、11%増加し、3億1,514万7,800円となるものでございます。

変更内容は主に2点ございます。

1点目は交通誘導員増による増額です。こちらは、沿道の住民や店舗からの声を受け作業時間を調整したために作業日数が増えたこと、警察との協議の結果、変則的な施工時間帯で通行止めが発生する作業は、より安全に配慮する必要があるため交通誘導員の追加配置の指導があったことによる増額でございます。

2点目は、雨水枳及び取付管の箇所変更による減額です。こちらは、下水道局との協議により既存の穴を再利用する箇所が増えたことによる減額でございます。

増額と減額がありますが、全体として契約金額が増加いたします。今回、工期の変更はございません。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小林委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方。

○のざわ委員 ちょっと分かりにくいご質問かもしれませんが、まずは結論から。

ちょっと質問を、まず一つさせていただきます。この変更内容のところに、今回の増額11.0%、3,134万7,800円、変更内容で交通誘導員増による増額と雨漏り枳及び取付管の箇所変更による減額等となっているんですが、ここには首都直下地震等、大規模な災害が起きても大丈夫な工事で、そこから繰り延べてきて、この①と②はこの金額になったという、その検討が入っているのでしょうか、いないのでしょうかというのが1点。

何を言っているかということ、前も一般質問で、私、させていただきましたけども、災害防災対策は常に時代の最先端としてブラッシュアップしないといけないということで、いろんな分野で事業を見直さなきゃいけないということで、前回の回答として、それはちゃんとしていますというふうにご回答いただいたような気がするんですが、要は、今回、2024年4月1日に、ご承知のとおり能登半島地震の特徴と原因ということで、最大震度7の揺れと津波ということで、ある情報機関がある程度のレポートを出しているんですが、要は土砂災害がありましたと。液状化現象が発生しますととか、水平距離にして12メートルぐらい、ずれが起こっているとか、地盤の液状化が起こっている等々、これは私がここでしゃべってもしようがないんですけど。

今回の二七通り地区、科学的にはどうか分からないんですけども、電線地中化、地中類地中化のところには合理的な理由がありますよということで、その議論を踏まえた上で始まっているということは重々承知しているんですが、最近、物すごい、想像もつかない、雨で例えると、例えば1日に数十日分、数か月分、すごい雨が降ったり、地震も、どんな

大きい地震が起きるか分からないという状況に今あるという中で、それらを、こう。

で、科学的にはどうか分かりませんが、感覚的には、確かに下を掘ったほうが、下を無電柱化したほうが合理的ですよという考え方もあるんですが、普通に考えると物すごい、12メートルも土地が動いちゃうような、もっと動いちゃうようなことが発生しました。

（発言する者あり）あ、いや、それで、そこから、そういうことを全部想定した上で、この①と②ということを検討した上で、この①と②はちゃんとできているんですよということを検討したかどうかということのご確認ということでございます。ですので、内容的には……

○小林委員長 聞いて。

○のざわ委員 えっ。

○小林委員長 質問して。

○のざわ委員 という質問ですが……（発言する者あり）

○小林委員長 質問してくれないと。

○のざわ委員 いかがでしょうかという。要は、普通に、ちょっと今、もうちょっと言うと、要は……

○小林委員長 あ、ちょっと質問の内容は委員長としては分かりましたんで、ちょっとまとめて私が聞いてみますんで、足りなかったらもう一度、すみません。

この工事の中で雨水ますやなんかをいじっていますよね。例えば、今言われたように大量に1年分の雨が降ってしまったときに、こういう雨水ますで対応できるのかとか、そういう検討は、減らしたりしたわけでしょう。そういう検討もして、この雨水ます等は、そういう大きな震災を考慮して、道路ですけれども、こういう契約の中で考慮して出しているんですかということだと思っんですけど。まとめると。はい。

契約課長。

○武笠契約課長 工事所管課からは、道路については、道路の排水ということは極めて重要と聞いておりました、排水の計画も含めた上でこの道路工事を設計されているというふうには聞いております。

また、ご心配の災害時などについての対応ですけれども、工事の設計は一般的な状態での設計となっておりますが、契約の約款の中には天災その他の不可抗力による損害といった項目が定められておまして、万一災害が起こった場合には、この約款に基づいて、それぞれの負担などについても協議しながら決めていくことになるというふうに考えております。

○小林委員長 すみません。今、約款と言いましたけど、どんな約款ですか。

○武笠契約課長 工事の契約約款になります。

○小林委員長 工事の契約約款の中に天、天……

○武笠契約課長 天災、その他の。

○小林委員長 天災等があったときは……

○武笠契約課長 はい。

○小林委員長 それに対応して見直すという条項を入れているということですか。

○武笠契約課長 はい。天災その他の不可抗力による損害という条項がございまして、何らか大きな災害などが工事中にあった場合には、この約款に基づいて対応することとなり

ます。

○小林委員長 はい。のざわ委員、よろしいですか。

○のざわ委員 せっかくです。

確かに、そういう約款はあるとは思いますが、一般的に考えて、じゃあ、地下に埋めたものが折れちゃいましたと。電気、通信が切れちゃいました。そうすると、普通に考えて上のほうに電線を引いて論理的に現実的に対応することになると思うんですけど、工費も含めて、せっかくです。約款に書いてありますが、そういうことを議論した上で、工事をする方に上も下も含めた、災害が起きたら上も下も含めた、そういう工事をしてくれるということを確認しながら工事をしていくということ。せっかくの場ですので、私は、今後、そういうふうに仕事をするときに工事をする方に求めていただきたいという。条件をつけさせていただいて今回はこの予算に賛成したいなと、そういうことなんです。

○小林委員長 討論に入っちゃった。（発言する者あり）まだ、やっていないです。

○のざわ委員 いかがでしょうか。

○小林委員長 まだ。分かりました。

答弁しますか。しますか。

それでは、施設経営課長。

○佐藤施設経営課長 今、構造等のお話を頂いたところでございます。建築も土木も、今まであった災害を踏まえた形で基準・構造等が変わってきているというところがございます。地中の中については、地震等が起こった場合については、中に埋設されているものも一緒に動くという前提になっているところがございます。一方で、地盤が弱い、いわゆる液状化、埋立地の場合ですと、重いものが持ち上がってくる、水が重いから持ち上がってくる部分もございますけれども、そういったものも含めて地盤の状況を確認した上で設計を行っていくということになっております。これは、国、都、区、同じような形のことで行っております。

先ほど12メートル移動という部分もございましたけれども、能登地震によってコンクリート7階建ての建物が倒れてしまった。これは想定していなかったという部分がございます。見解が求められるところでございますが、そういったことを踏まえて基準等は適宜変わってくるというところがございますので、今現在で12メートルに対応、移動したときに対応しているかと申しますと、これは対応できていないというところがございますが、基準等にのった形、構造的にですね、行っているというところがございますので、現時点では大丈夫ということであり、今後基準等が変わってくる可能性、おそれはあるかなというところがございますが、そういったものも注視しながら対応していくというのが技術的なお話でございます。

○小林委員長 いいですか。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 ちょっと内容につきましては所管が変わりますので、所管のほうから聞いていただければと思います。今お答えいただきましたけれども、この工事については根本的な話ではなくて、対応するけれども、一応対応して契約になっているということだというのを確認できたかと思います。よろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○小林委員長 はい。それでは、その他、ございますか。そのほか、質疑は。

○入山委員 まず、変更内容、増額と減額についての詳細を教えてくださいませんか。

○武笠契約課長 こちらの内訳ということよろしいでしょうか。はい。交通誘導員の増が約3,300万円、減額のほうが150万円の減額ということで、3,150万円の変更金額となっております。

○入山委員 交通誘導員の人数は、何名プラスでしょうか。

○武笠契約課長 交通誘導員が昼間工事で10名増、夜間工事で702名増、トータルで712名の増となっております。

○入山委員 結構な人数ということ、金額からしてもそれぐらいの人数になるんですけど、交通の自動車もしくは歩行者の安心・安全のために必要な経費だとは思っているので、分かりました。以上です。ありがとうございました。

○小林委員長 よろしいですか。

はい。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。質疑終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略しますか。はい。じゃあ、討論は省略いたします。

これより採決に入ります。ただいまの出席者は全員です。

議案第46号、二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員でございます。よって、議案第46号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第46号の審査を終わり、日程1、議案審査を終了いたします。

区長退席のため、暫時休憩します。

午前11時02分休憩

午前11時02分再開

○小林委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程2、報告事項に入ります。地域振興部（1）定額減税補足給付金（調整給付）の重複支給について、理事者から説明を求めます。

○赤海コミュニティ総務課長 それでは、私のほうから、地域振興部資料1に基づきまして定額減税補足給付金（調整給付）の重複支給についてご報告させていただきます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、令和6年度に実施する所得税及び個人住民税における定額減税措置と一体措置といたしまして、減税額が課税額を上回る納税義務者の方に対しまして補足給付金を給付するという事務を行っておりますが、このたび、令和6年9月4日から11月1日までに区から振込をいたしました定額減税補



足給付金（調整給付）でございますが、これにつきまして手続に誤りがございまして、一部の方に重複支給が生じていたことが判明いたしました。

2番の判明の経緯でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の実施計画というものを定期的に報告を内閣府に出しているところでございますが、この提出に当たりまして支給実績を確認した際、受給者数及び支給金額につきまして、給付の意思決定を行ったものと給付システム上で管理しているものに乖離があったということが分かりましたため、支給データを改めて確認したところ重複支給の発生を確認したというものでございます。

3番の誤って給付した対象者数及び金額でございますが、対象者数は20名でございました。また、誤って支給した額は合計で67万円でございました。

4、重複支給の原因といたしまして、対象者への迅速な給付を行うために、システムの稼働日以前に手作業で支給処理を開始した際、支給済みであることの処理に誤りがあったというものでございます。なお、給付金の受付は10月31日をもって終了いたしまして、これまでに支給した全件を確認いたしましたところ、これらの中に上記対象者20名以外に重複支給されている事案は確認されませんでした。

項番5です。今後の対応といたしまして、重複して給付金を振り込んだ方に対しまして、おわびですね、謝罪と事情の説明を行うとともに、重複してお支払いした給付金の返還をお願いしてまいります。

6番の再発防止策でございますが、支給に当たっては、意思決定を行った実績と給付システム上で管理している実績をその都度確認するなど、事務処理手順の再点検及び整備を行ってまいります。引き続き迅速な給付の実現を目指しながら、事務処理におけるチェック体制の強化、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

改めまして、該当する方にご迷惑をおかけしましたこと、また、お騒がせしておりますことを深くおわび申し上げます。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい、説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、質問を受けます。

○秋谷委員 まあ、ミスが出ちゃったということなんですけれども、20名のうち、連絡をして、返還の意思は皆様あるんでしょうかね。

○赤海コミュニティ総務課長 恐れ入ります。先週中におおむね20件、ほぼ全て戸別訪問をまずさせていただいております。そのうち約4割程度しか直接お会いすることはできていないんですけれども、今回の件に関しましては一定のご理解を頂いているものと認識してございます。

また、返還の意思につきましては、お返しいただくことになりましてということについてはお伝えさせていただいているところでございまして、その場でイエス、ノーということは特に受けてはいないんですけれども、先ほど申し上げたように、おわびの中でご説明さしあげた部分についてはご理解いただいているという状況でございます。

○秋谷委員 区民の方ですので、きっと返していただけたらと思うんですけれども、返していただけなかった場合の処理についてはどうなさる予定なんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 まずは、やはり丁寧に、また、粘り強くという言い方が適

切かどうかは別なんですけれども、なかなかお返しだけできないような場合には、一定期間を置きながらお願いをし続けていくというようなのが、まず一つございます。また、その中でも万が一お返しだけできないような状況に関しては、会計上の処理を一定の期間を経た後にさせていただくようになっていくかと承知しております。

○小林委員長 よろしいですか。

はい、小野委員。

○小野委員 今、これから一定の理解を得られている方々、また、まだアプローチがされていないところはこれからということなんですけど、例えば一括で返金は難しいので、例えば分割ですとか、もしかしたら個別の対応というのも必要になるかと思うんですけれども、その辺りについては応じるご用意というのはあるんでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 万が一、そのようなご相談を頂いた場合には、いわゆる会計を担当している部門とちょっと相談をさせていただきながら、極力柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかに。

○米田委員 迅速な給付を行うため、稼働日以前にやっていただいていたということは理解しております。これ、作業をされる方、1人でやられていたんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 今回の給付金の事務処理に関しましては、いわゆる兼務発令を出していただきまして、担当職員1名兼務でお願いしておりました。また、そのほかに、委託業務ということで委託事業者と一緒に処理をさせていただいていたという状況でございます。

○米田委員 ということは、基本的にはチェック体制はあったという認識でよろしいですよ。チェック体制はあったと。確認作業。ということは、やっぱりPDCAサイクルは一応は機能はしていたとっております。やっぱり大事なのはもう一回見直すというところなんですけど、今後PDCAサイクル、さらに強固にするために、どのようにしていくかというのをちょっとお聞かせいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 ただいまご指摘いただきましたチェック体制につきましては、事前に体制は組んでいたものの、当初のシステム稼働までの間の出来事でございます。このときのチェック機能に関しては若干やはりエラーがあったというふうに受け止めてございます。今回の件を含めまして、書類の受付から入力作業ですとか、今回は二つの処理が同時並行で行われていたということもございまして、これをいわゆる教訓とさせていただきながら、こういうときにはこういうチェック、この後にはこのチェックというような体制を改めて構築してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○米田委員 今後どのような体制、今回は定額減税という形でしたけど、どんな形が下りてくるかも分からないんで、しっかりやっていただきたいなとっております。

この辺を解決するに当たっては、今回、ガバクラを標準化してマイナンバーを使ってぴったりサービスとか、今後ですよ、こういったことを活用することによって、最終的には事務手続ですからヒューマンエラーというのはついてくるかも分からないんですけど、この辺を進化させていくと、こういうエラーが起きにくくなるんじゃないかなと思いますけど、この辺についてはどのように考えていますか。

○赤海コミュニティ総務課長 今回に関しましては、やはり紙による通知及びお知らせ方式、確認書方式、それからマイナポータル方式というものがございました。今ご指摘いただきました、まさにお知らせ方式というのが、マイナンバーで口座番号をひもづけしていただいている方々に関しては、いわゆるプッシュ型とも言われていますが、それを行わせていただいているという状況がございました。そのほかに関しては、該当しているので確認書という形で口座番号をご記入の上、お返しく下さいという、そういったような並列の処理と、合わせて区のポータルサイトへの入力という三つの方式がございました。

これが、極力選択肢が多いほうがいいのか、または極力利便性を考慮した上でデジタル化を進めていくのがいいのかというのは、その時々状況にも応じるかと思うんですけれども、今ご指摘いただいたような方式も踏まえて、次回あった場合には、より簡便で、かつ、こちら誤りがなく、区民の方にも利便性に資するような方式を取ってまいりたいと思っております。

○米田委員 当分の間、ちょっと複雑化するかも分からないですけど、万全な体制でやっていただきたいなと思います。

これを受けて、プレス発表なりなんなりがあると思うんです。こういうことになりましたというのはしっかり区民に示して、こういうふうに改善していきますよと。今回、今日我々には示していただきましたけど、区民にしっかり示していく、こういうことが私は重要だと思うんですけど、その辺、最後、聞かせていただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 本日、このご報告をさせていただきました後に、当然、該当者の方には改めてご通知を差し上げるというものはありますが、広くということで区のホームページにもこの件は掲載をさせていただく予定でございます。

○小林委員長 田中副委員長。

○田中副委員長 ご報告、ありがとうございました。この手続なんですけれども、支給額が受給者によって異なったりだとか、様々、かなり複雑な手続があったと思うんですけれども、ほかの自治体でこのような、同じケースじゃなくてもいいんですけれども、何かしらのこのような不備というか、というのが起きているという報告というのはあるんでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 報告ということでは、まとまったもので出ているかというのはちょっと拝見していないんですが、いろいろ調べさせていただきましたところ、やはり誤って支給をしてしまった、二重に給付してしまったですとか、金額がちょっと異なっていたとかという自治体もございます。また、一方で、通知を差し上げる際に、いわゆるこれもヒューマンエラーの一つではあるんですけれども、宛名と中身が違ってしまっていたというような事例があったというのは見つけている状況でございます。

○小林委員長 いいですか。

田中副委員長。

○田中副委員長 そういう、ほかの自治体でもいろいろなミスだとか起きている、起きやすい事例だということで、自治体同士が連携して意見を言うだとか、今後に向けて、こういう支給の仕方がいいのかどうかとかを含めて、そういう提案を国にしていくなどということではできるんでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 例えば、他区との連携といいましようか、それぞれの区で

やはりタスクフォースを組む、今回の件に関してタスクフォース的に臨時的に設置をしているような部署も多いというふうに聞いております。また、そういったところとは、お互いに連絡先、相互の担当部門というのはどこであるというのは認識しておりますので、そういったつながりは持っております。一方で、こういったことに関して、やはり一定程度の負担というのは、事務的負担というのはあったかと思っておりますので、そういったことに関しては何か機会を捉えて、どうだったかというのは相互で情報共有をしてみたいなと思っております。

また、これを国のほうに上げるかどうかということに関しては、ちょっと今の時点で何とも、私のところで申し上げられる状況ではないかなというふうに思っております。という状況でございます。

○田中副委員長 ありがとうございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○田中副委員長 はい。

○小林委員長 のざわ委員。

○のざわ委員 二つありまして、一つは、万が一未収金が出た場合には、保険とかで、システムの方もご同席されていたとおっしゃっていたので、何か保険とかで対応できるんでしょうかというのが1点と、あと、プレスリリースのところでの今の状況と今後の対策はされるということなんですが、最後のところまで、今後、何か月に一遍だか1年に一遍だか、そういう今後のプレスの終結までのスケジュールはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 まず、今回の件に関して保険が適用されるかといいますと、そのようなことはないというふうに承知しております。

それから、リリースをした後までの終結までというお話でございますが、先ほど少し答弁が重複してしまいますけれども、やはり一定期間を置きながら丁寧をお願いをしていくということが一つございます。それが、年度を越えるたびに一定の会計処理が必要となります。また、ちょっと年数はここでは控えさせていただきますが、さらに一定の年数が経た後には、いわゆる回収ができなかったというようなもので、やはり会計上の処理をしていくことになるというふうに承知しております。

○のざわ委員 それで、会計上の処理をしたときには、その発表をされるという、そういうことですか。

○赤海コミュニティ総務課長 これまでの事例という言い方が当てはまるかどうかなのですが、このような件に関して、その都度発表するということはなかったというふうに存じております。（発言する者あり）

○夏目財産管理担当課長 今のご答弁に少し補足をしてご説明いたします。

もし未収というのが発生した場合には、今回、区に原因があるとはいえ、一般の債権管理の手続に移行します。通常は督促をして、それでも納付がない場合は納付相談等を行って、最終的に先ほどコミュニティ総務課長が言ったような手続に進行する場合もあるということです。それで、万が一収納ができなくて不納欠損というような形になった場合には、企画総務委員会のほうに財産管理担当のほうから毎年1回報告する中に含まれてくると、そういうような流れになるかと思っております。

○小林委員長 よろしいですか、のざわ委員。

○のざわ委員 今まではちょっとよく分からないんですけど、区の税金ですので、何らかの形で一定の流れの中で、今回こういうことが起きました、こういう形でこういうふうになりましたというのは、普通、プレスリリースは出したほうが区民の方もお分かりいただきやすいんじゃないかなというふうに思いまして、今後はそうされたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○小林委員長 誰が、どなたがお答えしますか。

○夏目財産管理担当課長 通常の会計の手続でよくある保険料とか税とか、そういったものともと法ですとか法律等で滞納処分とか、あるいは不納欠損の手続が定められているものについては、淡々と処理をするということになるかと思いますが、今回のように原因が区にあるものについては委員がおっしゃるような対応方法もあろうかと思いますが、そこはケース・バイ・ケースなのかなというふうに考えております。

○小林委員長 はい、よろしいですか。

ほかにございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 今、委員の方から、起きた場合の対策・対応については質疑の中で明らかになったと思うんですけども、そもそもヒューマンエラーというのは起きてしまうんで、ヒューマンエラーが起きないためにシステム対応していこうというふうになっているのに、あえて迅速な給付をするためにシステム稼働の以前にやってしまうということ自体が、これがそもそもの原因かと思うんですね。本来はシステム稼働してからやればいいのを、その前にやってしまうというのは、それは誰が判断して、なぜこういうことが起きちゃったのかというところを詰めておかないと。発生したのの対応は今まで議論になったけれども、そもそもそこのところがどうだったのかというのはちょっと明らかにしておかないといけないと思うので、お答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 今回のケースに関しましてというご説明になりますが、当初であれば委員長ご指摘のとおりシステムが稼働して、いわゆる振込のシステムが稼働してから本来処理することが望ましかったというご指摘でございます。そのとおりでございますが、今回の給付金に関しましては、いわゆる基幹システムである住基情報などが入っている基幹システムを段階的に改修していく必要がございました。これは、対象者を抽出する段階ですとか、対象者を抽出した後、対象者抽出の前の算定をしなければいけない段階、算定をした後に抽出をする段階、それからお知らせなどを発行するための段階、そういったものを順番に改修していく必要がございました。

その中で、受付を始める必要が生じている時期が到達していたところでございますが、最終的な、何というのでしょうか、振込口座、申請していただいたデータ、ものをデータ入力しまして、振込データで吐き出すための機能が1週間程度、開始よりもずれていたところがございます、その間にもどんどんポータルですとかに申請がたまっていくという状況がございましたもので、今回は、前倒しという言い方ではないんですけども、先行して手作業をせざるを得ないと、する必要があったと、なるべく迅速に給付する必要があったということで処理をさせていただいたものでございます。

今回の件もございますので、今後については、なるべくシステムが稼働するタイミング

と申請を頂くタイミング、合わせられるようなスキームが必要だなというふうに考えておりますので、ご理解賜ればと存じております。

○小林委員長 お答えいただきましたけれども、指摘している部分が違いますので。システムが稼働するのにすごく時間がかかるという判断だったら、手作業で暫時やっていかなくちゃいけないというのはわかりますけど、システムを稼働してからやれば問題は起きなかったわけでしょう。システムが稼働していても、ヒューマンエラーは起きたんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 システムが稼働してからヒューマンエラーがゼロであったかというのは、今の時点ではちょっと難しい判断になるかと思いますが。

○小林委員長 いや、判断ではございません。システムが稼働してから、問題はないんでしょう。

○赤海コミュニティ総務課長 今回ご報告さしあげたようなエラーは、なかったと。

○小林委員長 ないんですね。

○赤海コミュニティ総務課長 はい、ご指摘のとおりでございます。

○小林委員長 そうしたら、先ほど言いましたようにシステムを稼働してからやれば、こういうミスは起きなかった、ヒューマンエラーは起きなかったということですよ。

○赤海コミュニティ総務課長 はい、ご指摘のとおりでございます。

○小林委員長 だから、それを、起きてしまうようなことを、どなたが判断して指示なさって進めたんですかと聞いているんです。

○赤海コミュニティ総務課長 指示いたしましたのは私で、コミュニティ総務課長でございます。

○小林委員長 いやいや、怒っているわけじゃないんだよ。怒っているわけじゃないんですよ。要するに、後でやっぱり大きな、この、たとえ67万としても、やっぱり税金を払い過ぎてしまって返ってこないかもしれないという現象が起きてきたり、わざわざ役所の方が20人の方のところへ行かなくてはいけないということを考えると、やっぱりこの部分というのは、システムを稼働させるということでヒューマンエラーを減らしてこようと今までデジタル課長とかシステムで対応してきたんだから、そのシステムで対応できないような事実がない限りは、こういうふうにやればヒューマンエラーが出てしまうのではないかということをご指摘しているのであって。だから、そのときには、じゃあ、課長と言われたんで、課長がその辺、ご理解していただけたでしょうかということ。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘のとおりだと存じております。稼働するまでの間にこういった処理を行った場合に起こり得るであろう事象について、もっと想定、働かせておくべきだったというふうに反省してございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

部長、何かありますか。いいですか。地域振興部長。

○印出井地域振興部長 ただいまの委員長のご指摘ですけれども、課長が申し上げたとおり、結果としてこういう事象が発生してしまったということを踏まえて課長のほうからおわびさしあげましたが、私のほうも同様でございます。

ただ、一方で、やはり今回の給付金については、状況的に各自治体とも早期に給付をするというような形で動いていたと。そういった中で、こういう判断をしたということです。今回についても、こういった取扱いをするということ自体分かっていたわけなので、まさ

に先行してやったものについてしっかりチェックをしていくというようなことについて、もう一段、我々としても思慮が足りなかったのかなというふうに思っています。

ただし、今後につきましては、委員長のご指摘がありましたように、我々としては、こういった状況があった場合については、システム改修のほうを支給に合わせてしっかりと対応できるような形で関係部署と協議しながら、ミスのないように進めてまいりたいというふうに思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 じゃあ、質疑終了します。

それでは、次に参ります。（２）令和7年「千代田区二十歳のつどい」の実施について、理事者から説明を求めます。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 令和7年「千代田区二十歳のつどい」の実施につきまして、地域振興部資料2によりご説明いたします。

1、概要です。令和7年の二十歳のつどいは、令和7年1月13日月曜日、成人の日に開催いたします。開会時刻は12時30分、終了は15時を予定しております。会場は例年同様、ホテルニューオータニ、鶴の間（西）です。

また、当日のプログラムは（３）に記載のとおりです。前回から食事の提供を再開しており、今回もお食事を提供いたします。

次に、2、対象者です。平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれ、つまり二十歳の方ということですが、中でも、（１）千代田区に住民登録がある者、（２）千代田区立の小学校、中学校及び中等教育学校のいずれかを卒業した者です。

次に、3、対象者数及び申込み状況です。区内在住者の対象者、二十歳の方496人のうち約200人からお申し込みがあり、また、区外の方で区立学校を卒業した二十歳の方からは約140名のお申し込みがあり、合計約340名のお申し込みがありました。区議会議員の皆様におかれましては、例年同様ご招待させていただきます。12月に入りましたら順次招待状を発送させていただきますので、ぜひともご出席くださいますよう、よろしく願いいたします。

ご説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様への質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 前の10月2日の予算・決算特別委員会の企画総務委員会の分科会でもご質問させていただいたんですが、いろいろお問い合わせ、ご依頼の中で、二十歳のつどいですから、やっぱりご家族、お母様、おばあ様、おじい様、二十歳のお子様、お孫様の一生の晴れの姿ということで、特に女性は大変なお着物を着られて皆様で参加されるんですけども、今の立てつけは、お母様、お父様以上、そこからちょっと退出していただいて、お茶か何かを飲んで、会場に入れないということで、飲食とかは要らないんですけども、式典が見えるような近くの別の場所をうまく用意していただいて、特別な一親等、二親等等々のご両親等、見ていただけるような仕組みというのは、まあ、お答えの中で、もう、なかなか難しいというお話はあったんですけど、改めましてご検討いただけたらということを申し上げさせていただけたらと思いました。いかがでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 会場、かなりやっぱりキャパシティの問題がございまして、340人の方、これに対してご家族の方が同数以上入ってしまいますと、会場そのものがやはり混雑いたしまして、ほとんど、多分身動きが取れないような状態になってしまうのかなということでございますので、大変恐縮ですけれども、会場に入る前に立て看板のところとかで記念撮影をしていただいたり、終わった後に撮影をしていただいたりというふうな形で毎年対応させていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

○小林委員長 はい。よろしい。

のざわ委員。

○のざわ委員 今年は承りました。また質問させてください。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○小野委員 以前、コロナ禍で開催しているときにはオンラインもやられていたと思うんですけども、今はもうオンラインはなしで、会場にいる方のみが様子分かるというふうに変ったのかどうか、ちょっと確認です。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 限定公開という形で、あくまで出席できなかったご成人の方、二十歳の方を対象に、ライブで公開という形をさせていただいているんですけども、あくまで限定という形でございますので、ちょっとその辺は、ちょっと、広まってしまいますと、ちょっといろいろ、映像の問題とかもございまして、その辺は限定という形でご理解いただいているというふうな状況でございます。

○小野委員 はい、分かりました。出席がかなわなかった当事者ということなのかなというふうに理解いたしました。今、のざわ委員からあったように、もしかしたらお身内の方でどうしても見たいという方は、場合によってはお身内限定でライブだけ見るということですが、もし今後の調整の中で可能になれば、願いもかなうのかなと思うんですけども、その辺り、ちょっと難しい点もあるのかもしれないけれども一つご検討いただく項目としてはいかがかなと思ひ、伺いました。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 はい。今申し上げたとおりではございますが、そういった、もろもろの、映しているかどうかだとか、そういったところもございまして、ちょっとその辺は検討させていただきたいんですけども、ただ特定の方を映すというよりは、もう……

○小野委員 そうですね。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 どちらかという、ステージをずっと映す形になってしまいますので、もちろんその中で会場を、こう、ざっとカメラが映したりという、あと、時々、ちょっと成人の方、二十歳の方がしゃべっているようなところも、ピックアップはすると思うんですけども、やはりちょっとその、ご自身のお子さん特定で映すということはなかなかちょっと難しいということですので、その点をご承知いただければと思いますが、検討のほうはさせていただきたいと思ひます。

○小林委員長 すみません。今、検討なさるといことなんですけど、開催までに検討なさるんですか、次回までに検討なさるんですか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 今回も、限定のユーチューブというふうな形でのご紹介という形になりますので、来年度以降の検討というふうにさせていただければというふう



に思っております。

○小林委員長 ということです。

ほかにございますか。

○田中副委員長 講演者が副島淳さんとお読みするのでしょうかね。なんですけれども、この方はハーフのタレントの方だと思わんですけれども、こちらの選考基準と、あとどういいう講演内容を期待して依頼されたのかということをお教えください。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 選考基準というのは、毎年、ちょっと、大分変わっておりますので、正直こういう方というふうな、毎年その明確なものというのは過去も、出席者とかを見てもないので、今年度に関しましては副島淳さん、日本人とアメリカ人のハーフということで、NHKの「あさイチ」という番組のリポーターも務めていらっしゃる。幼少期の頃から、そういった、ほかの子と違う容姿で悩んだということもありましたが、高身長を生かし、バスケットボールに打ち込み、全国大会に出場したという経緯をお持ちで、そういった幼少期のハンデを乗り越えて、今、様々なメディアで活躍をして、困難を乗り越えて、たくましく生きていくということをお発信していらっしゃるということです。そういった、今後二十歳の方々ということも、様々なこれからの人生で困難に直面するであるということですが、それに対して前向きなエールを送っていただけるような、そんなようなお話を期待しているところでございます。

○田中副委員長 はい。ありがとうございます。特にハーフという部分にすごくフォーカスしたわけではないということだと思わんですけれども、ちなみになんですけれども、この二十歳のつどいに出られる方の中のハーフの率とかというのは把握されていますか。それか、千代田区全体での住民の方のハーフの率など、もし把握されていたら教えてください。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 申し訳ございません。そういった質問項目もございませんので、把握はしていないということでございます。

○田中副委員長 はい。この方は、ハーフというだけじゃなくて、その後、バスケットなどでご活躍されて、そういうハンデを乗り越えてご活躍されたということに特徴があると思わんですけれども、なるべく大多数の方に共感できるような、大多数の方を代表するような方にフォーカスしていただくことも検討していただくといいのかなと思わんですが、いかがでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ご質問の趣旨は、今回出席される方はほとんどハーフがいないんじゃないかという、多分そういう前提でというお話かなというふうに思わます。はい。確かに、おっしゃる大多数の方というのは非常に重要な要素でもございますので、今年度はちょっともうこの副島さんということで、今、契約のほう、手続を進めているところでございますので、来年度以降の選定の際には、頂いたご意見のほうを参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○小林委員長 ほかに。いいですか。

今の質疑の中で、副委員長が基準はあるんですかと言ったら、基準はありませんというお答えをしているので、それで参考にしていくというと、誰が選ばれるか分からないということになっちゃう。で、その運営委員会が今まで選んでいたらいいんですけど、今はそうじゃないらしいんです。役所で選んでいるようなので、だから、その辺のそういう質問

が出るんですから、基準は例えばはっきりするのが、運営委員からの推薦があったとか、そういうのが一つの基準ですとかとなっていれば、それで出ませんでした。だから役所で選びましたとかいう、そういう、何とかな、基準とか、なだらかなルールみたいなのがあるとお答えできているような形になると思いますけどね。

課長。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 今、企画運営委員会のお話が出まして、はい、おっしゃるとおり、企画運営委員会のほうに、今後、ちょっと、これらの人選につきましても、相談のほうをさせていただきながら、委員長のおっしゃるような基準的なものをある程度つくれたほうが、我々も選定の際に非常に助かるということもございますので、そういったのを企画運営委員会のほうに相談させていただきながら考えていきたいというふうに思います。

○小林委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（２）令和7年「千代田区二十歳のつどい」の実施についての質疑を終了します。

次に、（３）第62回千代田区民体育大会について、理事者から説明を求めます。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 はい。第62回千代田区民体育大会につきまして、地域振興部資料3によりご説明いたします。

1、開催日時、場所です。令和6年10月6日日曜日に、外濠公園総合グラウンドにて実施いたしました。前日の土曜日にはかなりの雨が降り、リハーサルも遅れ気味でしたが、当日は曇りで、暑くも寒くもない、ちょうどよい気候の中での開催でした。また、人工芝のおかげで、前日の雨にもグラウンドがぬかるむことなく、なおかつ最後まで雨に降られずに実施することができました。

2、来場者数ですが、前回大会と同程度の約7,000人でした。

3、参加人数等ですが、競技種目には約2,300人、アーバンスポーツ・ワークショップ体験ブースには合計約600人の方のご参加がありました。また、キッチンカーの喫食数は約430食、応援リストバンドの配布数は約370枚、あ、失礼しました。370枚で、地区別の内訳は記載のとおりでございます。

次に、4、アンケート結果ですが、恐れ入りますが、別紙にアンケート結果のほうをつけてございますので、そちらのほうをご覧ください。

まず表紙の1、実施目的ですが、開催内容を踏まえ、大会の運営や実施した取組みについて参加者の意見や感想などを把握し、大会の更なる向上を目指すことを目的として実施したものです。

2、実施期間は、大会当日の10月6日から10月20日までの2週間でございます。

3、調査概要ですが、大会パンフレット及び応援リストバンドの二次元コードや区ホームページからのアクセスによるWebアンケートでの回答、また会場内の総合案内及び各出張所窓口等にて配付したアンケート用紙によりご回答を頂きました。

なお、回答数は331件で、前回大会の161件の倍以上の回答を頂くことができました。

それでは、次ページ以降の調査結果について、主立った点をご説明させていただきます。

おめくりいただきまして、1ページ目。下に番号が振ってございます。1ページ目は、回答者の属性です。回答者は男女ともほぼ同数で、40代の回答が最も多いという結果になりました。町会に入っている方、マンションで一括加入しているという方を含めると、8割超でした。

2ページ目の5、千代田区の居住歴については、「生まれた時からずっと」が最も多い回答となっております。

3ページ目の7、参加歴につきましては、今回「初めて参加した」と回答した方が、2割超おりました。

すみません、ちょっと足早で申し訳ございません。4ページ目以降は、大会の内容に関する回答となります。9、大会の開催を何で知ったかにつきましては、「町会の集まり」が6割超と最も多く、次いで「知人・家族から聞いて」、「広報千代田」の順になりました。

また、10、参加目的、それから5ページ目の11、参加したもの、12、良かったものにつきましては、「応援席での交流」と「得点種目」への参加が多いという傾向になりました。

6ページ目に参ります。13、大会のボリュームについては、85%の方から「ちょうど良い」とのご回答を頂き、14のプログラムの進行につきましては、6割弱の方から「スムーズ」とのご回答を頂くことができました。

7ページの15、案内のわかりやすさは、6割弱の方に「良かった」とのご回答を頂いた一方で、4割弱の方からは「普通」とのご回答を頂きました。16のキッチンカーにつきましては、「普通」が最も多かったですが、「良かった」、「その他」も多く、おおむね3分の1ずつという結果でございました。

8ページ目に参ります。17、よかった取組みですが、「大型ビジョン」が5割超と最も多く、次いで「スポーツ体験ブース」が3割弱でした。「キッチンカーなどの飲食ブース」、「親子向けワークショップ」、それから、今大会で初めて導入しました「応援リストバンド」につきましても、「良かった」との回答が一定数ございました。

18、どのような取組みがあればより参加しやすくなるかにつきましては、「親子で楽しめるコンテンツ」と「幼児・子ども向けのコンテンツ」という回答が多く、「色々な人と親睦を深めるレクリエーション」も、4割弱の回答がございました。

9ページ目、最後でございます。19、その他は自由記述のまとめでございます。開催時期につきましては概ね10月開催に好意的でした。また、競技種目に関するご意見が多く、「誰でも参加できる種目を増やしてほしい」、「得点種目を増やしてほしい」、「子ども向けや高齢者向けの競技を豊富にしてもらいたい」というご意見がございました。その他、「得点表示が見えづらかった。常時表示してほしい」、「応援席で鳴り物や笛で応援したい」、「応援席がせまい」といったご意見もありましたが、全体としましては、大会の開催や運営につきまして、好意的なご意見が多かったという結果でございました。

恐れ入りますが、資料3のほうにお戻りいただきまして、一番下の5の大会後のスケジュールですが、11月の7日に第4回の実施委員会を開催いたしまして、今大会に関するご意見、ご感想などを頂いたところでございます。

また、11月20日号の広報千代田にて、当日の写真を掲載いたしました。12月以降

は、大会当日の映像資料を作成し、区の公式YouTubeチャンネルで公開する予定でございます。

ご説明は以上です。

○小林委員長 ええ。アバウトで結構、大まかで結構なんで、予算と予算の内訳をご報告いただければ。アバウト、大まかで。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 はい。予算としましては、約4,500万程度で、内訳としましては委託料が最も多く3,900万円程度、それから報償費が180万円程度、事業費が200万円程度、もろもろ、あと役務費とかはございますが、大きなところは以上であります。（「弁当は委託料」と呼ぶ者あり）

あ、お弁当につきましては、委託料の中で、今回、事業者のほうに用意してもらったということで、この委託料の3,900万のほうに入っているということでございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます。

よろしいですか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

日程2、報告事項を終わります。

日程3、その他に入ります。委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。

執行機関の方、ございますか。（発言する者あり）なし、なし。

ほかに何か、皆さんございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、本日はこの程度をもちまして閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時47分閉会